

米国における法曹倫理 3題

第二東京弁護士会会員・国際室嘱託
山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

米国における法曹資格は州単位で規律されており、法曹倫理についても、一般的には法曹一元を前提として州の最高裁判所が最終的な規則制定・懲戒審査権限を有している(州によっては当該州の法曹協会¹⁾などに懲戒権限等を委ねている)。ただし、米国法曹協会(ABA)が定める「専門家倫理モデル規則」は、各州における法曹倫理制定のモデルとされており、条項にもよるが、多くの州がABAモデル規則と同じか類似の規定をもつ。

以下では、ここ数年の間に米国の法曹界で話題となった法曹倫理にかかわる問題の中から、特に3つを選んでご紹介する²⁾。

①「弁護士はうそをついてはならない」—違法行為調査のための「小さなうそ」は許されるか³⁾

米国オレゴン州の事例では、弁護士が、企業による違法行為の疑いに関する調査のため、その会社への就職を考えている者として身分を偽って電話し、その際の会話を証拠として訴訟を提起したところ、弁護士倫理違反に該当するとされた。同州の弁護士倫理では、依頼者の代理にあたり弁護士はうそ、詐欺、不実表示等を行ってはならず、故意に誤りを述べてはならないとされていた。同弁護士は、弁護士会の懲戒(戒告)を受け、州最高裁もこの判断を肯定した(2000年)。この裁判では、同弁護士のみならず、検事や消費者運動家らがアミカス・ブリーフ⁴⁾を提出し、「違法行為の疑いがある場合の一定の調査については、例外を認めるべき」と

主張していたが、裁判所はこれを退けたのである。

しかし、これが論争を呼び、おとり捜査中の警察官に検察官は助言してよいのか、人種等による住居・雇用差別を調査するためのおとりはどうか、知的財産専門の弁護士は営業秘密の違法入手についての証拠を得るため覆面捜査をしてよいのか、などの疑問が提起された。この結果、オレゴン州最高裁は、倫理規則を改正し、一定の違法行為が現に行われ、あるいは予見可能な将来行われるとの合理的な可能性があると善意で信じたならば、その種の調査に関与する者に対して弁護士が助言・監督することは許容される旨の例外を認めることにした。ただし、なお限界が不明確との指摘もある。

上記2000年オレゴン州判決のほか、コロラド州最高裁でも、例外を認めなかった判決例がある(2002年)。しかし他方、ニュージャージーの連邦地裁(1998年)、第7巡回控訴裁判所(シカゴ所在)(1983年)、アリゾナ州弁護士会・倫理委員会意見(1999年)などは、この種の調査を許容する。1995年に発行されたABAモデル規則の注釈書によれば、詐欺的行為禁止の規定は、弁護士が法律業務を行う適格性に疑問を抱かせるほどに重大な行為にのみ適用される、とする。もっとも、規則を改正したオレゴン州のほかに明文の許容規定を持つのはアラバマ州とフロリダ州だけで、規則の解釈上は許容している州も厳格な解釈を示す例が多いという。

②企業内弁護士の倫理—テロリストグループへの支払いを巡る企業内弁護士の対応⁵⁾

ラテン・アメリカ産バナナ等の生産貿易を行う米国有力企業が、コロンビアで右翼テロリス

トグループAUC(コロンビア自衛軍連合)に170万ドルを供与したとして米国で訴追され、司法取引の結果2500万ドルの罰金で決着した。AUCは国際NGOアムネスティ・インターナショナルや国連人権委員会(CHR)の報告書でその人権侵害(市民、労働組合員、人権活動家の殺人、拉致、強姦、拷問等)を非難されていた。同社は「会社は恐喝の被害者で、従業員を守るためやむを得なかった」と主張したが、公訴検察官はこの主張を受け入れなかった。

経過の中で社内弁護士が果たした役割も問題となった。同社は1997年からAUCに支払いを始めたが、2000年に同社の社内弁護士(法務部長)が社内調査を開始、すぐにAUCの性格が判明したが、当時は米国でもコロンビアでもこの支払いは犯罪には該当しなかった。社内弁護士らはこれを「恐喝」と評価して同社の監査委員会に報告したが、経営者らは支出を続けた。しかし2001年に国務省の「テロリスト組織」リストにAUCが加わり、取引自体が米国で違法(犯罪)となった。同社の主張によれば、このことに会社(法務部)が気づいたのは2003年で、気づいてすぐに外部弁護士に相談した。同年2～3月に外部弁護士は、支払いは違法でありやめなければならないと伝えたが、会社は支払いをやめず、同外部弁護士は最終的に「支払停止または司法省への通報」を助言。2003年4月、

法務部長らはワシントンDCで司法省の検察官らに相談。その際の会話では「すぐに支払いを停止すべき」という回答がなく、同社側は「検察官が回答するまでの間、当面は(従業員の安全のため)支払いを続けてよい」という暗黙の了解と理解。しかし、2003年6月に検察官の異動でファイルを引き継いだ後任の検察官が捜査を開始した。その後、司法省内の政治力学もあり、検察官との司法取引が成立したが、AUCに家族を殺された遺族らが、同社を被告として、「AUC支援」を理由に民事訴訟を提起し係属中だという。

③金融機関を依頼者にもつ事務所の弁護士は、サブプライム危機で借り手をプロボノで代理できるか⁶⁾

サブプライム危機により、非常に多くの住宅が抵当権実行の対象となり、プロボノによる法的支援のニーズが高まった。しかし、金融機関を依頼者に持つ大手事務所の弁護士がそのような支援を行うことは潜在的な利益相反となる懸念があるとされた(当該金融機関を直接に相手とする事件は受任しない場合でも、業界で標準化された実務を借り手側に立って攻撃すれば、当該金融機関にも不利な判例法を生み出す可能性がある)。この領域に関するプロボノ支援は小規模・単独弁護士の事務所に大きく依存する

- 1) bar association。日本でいう「弁護士会」に近いが、一般に、弁護士のみならず判事・検事・ロースクール生などが会員資格を有することも考慮して、「法曹協会」の訳語をあてる。日本と異なり、州によって、強制加入のものと、任意加入のものがある。
- 2) 話題の選定にあたっては、日弁連国際室・国際課の方々のご意見を参考にした。
- 3) ABAジャーナル2008年2月号26頁 "When the Truth Can Wait" による。
- 4) 法廷助言書。事件の当事者ではないが事件に利害・関心を有する第三者が裁判所に提出する一種の意見書。
- 5) 「アメリカン・ローヤー」誌2007年12月号91頁 "Hard Choices" による。
- 6) ABAジャーナル2008年9月号36頁 "Prime Aid, Subprime Crisis"、"アメリカン・ローヤー" 誌2008年8月号33頁 "Foreclosing a Conflict" 等による。

ことになったが、この結果、支援にかかわる弁護士が足りなくなった。

これを受けて、ニューヨーク市法曹協会の法曹倫理に関する常置委員会は非公式意見を出し、法律事務所が行う金融機関向けの業務についてプロボノ支援を行う当該弁護士は関与しておらず、事務所内で他の弁護士との情報遮断措置をとり、事務所内で得られた情報をプロボノ事件のために利用しないとといった一定の条件を満たした形で、金融機関から事前の同意を得ること、プロボノ支援を受ける依頼者からも同意を得ることによってこの問題に対処可能と述べた。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行の後押しもあり、ニューヨーク市の大手銀行の内10行が、弁護士による法律相談、債務整理交渉、破産申立て手続の支援について、利益相反の主張を放棄することで合意した。ただし、銀行を相手とした訴訟遂行についてはこの合意の対象外とされた。

* * *

詳しい紹介は控えるが、そのほかにも、米国の大手事務所で弁護士を依頼者企業などに出向

させる例が見られる中で、これに伴う出向先と出向元との利益相反の論点が浮上していることや⁷⁾、英米の大手事務所では、インドなどの海外の法律事務所に一定の種類の業務を「外注」する例が増えつつあるが、この場合の弁護士倫理上の問題点(法律事務への精通の担保や、秘密の確保・管理、利益相反、依頼者の同意など)について、2008年8月にABAの倫理・専門家責任に関する常置委員会が公式意見を示した⁸⁾といった話題があり、さらには、ミシシッピ州のある有名弁護士が、自らが当事者である弁護士間報酬分配を巡る訴訟に関して、担当裁判官への贈賄を理由に起訴された、などという事件もある⁹⁾(この弁護士は、同事件で有罪の答弁をしたと報じられている)。

多くの話題がある中で、本稿では、特に相互の関連性にこだわらず3つを選ばせていただいた。米国の法曹界で話題となった、法曹倫理にかかわるこうした事件や論点は、時々の米国社会や弁護士業務の新たな状況、その問題点などを反映しているものと思われ、とても興味深い。

7) ABAジャーナル2008年3月号28頁 "Attorney at Loan"

8) ABAジャーナル2008年11月号32頁 "A Qualified Yes"

9) ABAジャーナル2008年4月号45頁 "Long Live the King of Torts?"; 「アメリカン・ローヤー」誌2008年3月号113頁 "Mississippi Blues", 同116頁 "High-Wire Act"